

パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービス等

(受領証等を提示することでより円滑にサービスを利用できます。)

令和7年11月1日時点

区分	制度・サービス名	概要・利用方法等	受領証の提示	問い合わせ先
医療・救急	市立病院での面会・手術同意	市立病院での病状説明同席や面会、手術同意などができる。	不要	広島市民病院 TEL：082-221-2291 北部医療センター・安佐市民病院 TEL：082-815-5211 舟入市民病院 TEL：082-232-6195 リハビリテーション病院 TEL：082-848-8001 広島市医師会運営・安芸市民病院 TEL：082-827-0121
	救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗できる。	不要	消防局警防部救急課 TEL：082-546-3461 FAX：082-249-1160 E-mail：fs-kyukyu@city.hiroshima.lg.jp
子育て	母子健康手帳交付	本人の代わりに、妊娠の届出及び母子健康手帳の受領ができる。 ※ただし、委任状が必要。	不要	こども未来局こども青少年支援部 TEL：082-504-2623
高齢者福祉	高齢者等住宅改修費補助	高齢のパートナーが居住する住宅をバリアフリー化するための費用への補助の申請について、お二人が同居している場合は同一世帯とみなす。	不要	お住まいの区の福祉課高齢介護係 健康福祉局高齢福祉部介護保険課 TEL：082-504-2363 FAX：082-504-2136 E-mail：kaigo@city.hiroshima.lg.jp
	家族介護教室	高齢のパートナーを介護している人は、介護に関する知識や技術を学ぶ教室へ参加できる。	不要	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 TEL：082-504-2145 FAX：082-504-2136 E-mail：korei@city.hiroshima.lg.jp
	家族介護者交流会	高齢者を介護しているパートナーの心身のリフレッシュと介護者相互の交流を図る家族介護者交流会に参加できる。	不要	
	日常生活用具給付	自動消火器と卓上電磁調理器の給付について、パートナーが代理申請できる。	不要	
	高齢者配食サービス	食事のお届け時に安否確認を行う配食サービスについて、パートナーが代理申請できる。	不要	
	あんしん電話設置	自宅での急病や事故などの緊急時のための通報機器（あんしん電話）等について、パートナーが代理申請できる。	不要	お住まいの区の福祉課障害福祉係 健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 TEL：082-504-2148 FAX：082-504-2256
	在宅生活継続支援事業	高齢のパートナーを世話している人は、介護の方法や悩みについて、特別養護老人ホームの職員から指導や助言をうけることができる。	不要	
障害者福祉	要介護認定申請	要介護認定について、パートナーが代行申請できる。	不要	お住まいの区の福祉課障害福祉係 健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 TEL：082-504-2363 FAX：082-504-2136 E-mail：kaigo@city.hiroshima.lg.jp
	障害者住宅改造費補助	障害のあるパートナーの居住環境向上を図るため、住宅の改造に要する費用への補助の申請について、お二人が同居している場合は同一世帯とみなす。	不要	お住まいの区の福祉課障害福祉係 健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 TEL：082-504-2148 FAX：082-504-2256
暮らし・その他	三世代同居・近居支援事業助成金	小学生以下の子ども（出産予定の子どもを含む。）がいるパートナー関係にあるお二人※が、広島市内に住む親元近くに住み替えて同居又は近居を始める場合、引越し費用等の2分の1（上限10万円）を助成する。※ただし、小学生以下の子どもがいる世帯主が申請者となり、かつ申請者の親世帯の近くに住み替えて同居又は近居する場合のみ。	不要	企画総務局地域活性化調整部 コミュニティ再生課 TEL：082-504-2125 FAX：082-504-2029 E-mail：community@city.hiroshima.lg.jp
	パートナーからの暴力（DV）についての相談	パートナーからの暴力（DV）について相談できる。	不要	広島市配偶者暴力相談支援センター TEL：082-504-2412 FAX：082-504-2835
	住居確保給付金	生計同一世帯の場合は、同一世帯として住居確保給付金を申請することができる。	不要	中区くらしサポートセンター TEL：082-545-8388 東区くらしサポートセンター TEL：082-568-6887 南区くらしサポートセンター TEL：082-250-5677 西区くらしサポートセンター TEL：082-235-3566 安佐南区くらしサポートセンター TEL：082-831-1209 安佐北区くらしサポートセンター TEL：082-815-1124 安芸区くらしサポートセンター TEL：082-821-5662 佐伯区くらしサポートセンター TEL：082-943-8797 健康福祉局保護自立支援課 TEL：082-504-2799 FAX：082-504-2169
暮らし・その他	生活保護制度	生計同一世帯の場合は、同一世帯として生活保護を受けることができる。	不要	中区生活課 TEL：082-504-2333 FAX：082-504-2175 東区生活課 TEL：082-568-7726 FAX：082-264-5271 南区生活課 TEL：082-250-4105 FAX：082-254-9184 西区生活課 TEL：082-294-6135 FAX：082-294-6311 安佐南区生活課 TEL：082-831-4973 FAX：082-870-2255 安佐北区生活課 TEL：082-819-0576 FAX：082-819-0602 安芸区生活課 TEL：082-821-2806 FAX：082-821-2832 佐伯区生活課 TEL：082-943-9726 FAX：082-923-1611 健康福祉局保護自立支援課 TEL：082-504-2138 FAX：082-504-2169

※ 制度ごとに所定の要件があります。